

豊島区重層の支援体制 整備事業実施計画

令和5年度

令和5年3月

豊 島 区

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画の背景と目的 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 第2章 計画の理念及び体系 | 4 |
| 1 基本理念と基本方針 | 4 |
| 2 事業の体系 | 5 |
| 第3章 事業の内容 | 6 |
| 1 包括的相談支援事業 | 7 |
| 2 地域づくり事業 | 9 |
| 3 参加支援事業 | 10 |
| 4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | 12 |
| 5 多機関協働事業 | 13 |
| 第4章 重層的支援会議と連携体制 | 14 |
| 1 重層的支援会議 | 14 |
| 2 連携体制 | 14 |
| 第5章 計画の評価及び進行管理 | 17 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と目的

近年、個人や世帯が抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、例えば、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる 8050 問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下など、支援が必要な事案はこれまでになく複雑化しています。

これに対し、政府は、各自治体における属性横断的な支援に向けた気運の高まりなどを受けて、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、新たに「重層的支援体制整備事業」の定義とそれに対する国及び都道府県の財政支援等を規定することによって、確たる法定事業を基盤とした包括的な支援体制の構築を図ることとしました。

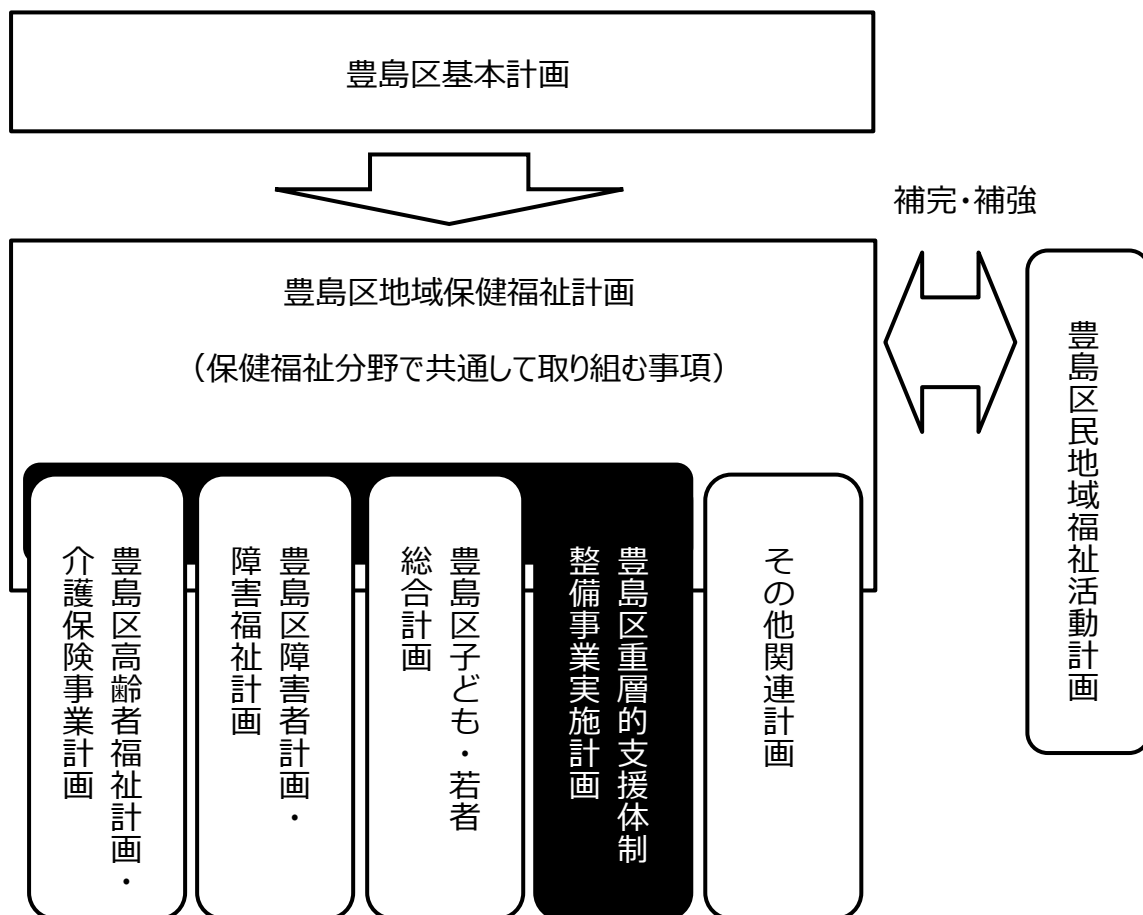
法では、重層的支援体制整備事業は、市町村において属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、当該事業による支援対象者は、地域住民やその世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や地域社会からの孤立などの地域生活課題を抱える全ての地域住民としています。また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項その他必要な事項を定める計画を策定するよう努めるものとされています。

そこで、豊島区における重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために「豊島区重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、区の最上位計画に位置付けられる「豊島区基本計画」と調和し、体系上の関連計画である「豊島区地域保健福祉計画」と一体的に連動して取り組みます。重層的支援体制整備事業は、属性を問わず分野横断的な支援を行うものであることから、「豊島区高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「豊島区障害者計画・障害福祉計画」、「豊島区子ども・若者総合計画」を始めとする関連計画との整合性を図ります。

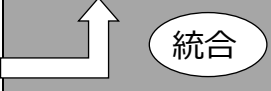
また、豊島区民社会福祉協議会が策定した「豊島区民地域福祉活動計画」とも関連しています。



※本計画は、豊島区地域保健福祉計画と一体的に取り組むため、「基本理念」及び「基本方針」を豊島区地域保健福祉計画と同一にします。

3 計画の期間

本計画は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮など分野横断的に取り組む基本的な計画であることから、計画の期間を令和5年度の1年間とし、令和6年度からは豊島区地域保健福祉計画に統合します。

| 計画名 | 年度 | | | | |
|---------------------|---------------|------|------|---|------|
| | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
| 豊島区基本計画（10年間） | 後期 (R3～R7) | | | | |
| 豊島区地域保健福祉計画（6年間） | H30～R5 | | | R6～R11 | |
| 豊島区重層的支援体制整備事業（1年間） | | | R5 |  | |

第2章 計画の理念及び体系

1 基本理念と基本方針

豊島区では、区民等の参画と協働を基本とした基本構想に掲げる将来像「未来へ ひびきあう まち・としま」の実現に向け、その具体化を図る基本計画と整合性を図るとともに、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の推進を図ります。

基本理念

個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち

基本方針

① 人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとする、すべての区民の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合においても一人ひとりの権利が守られるよう制度の普及、活用を推進します。

② 自己決定の尊重

保健福祉サービスを利用するにあたり、区民一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、個人としての自己実現を図れるよう支援します。

③ 健康で自立した地域生活の促進

すべての区民がそれぞれの状況や能力に応じ、必要な支援を受けることにより、主体的に社会参加し、健康で自立した地域生活が営める仕組みを構築します。

④ 区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進

主体的に活動する区民をはじめ、ボランティア、NPO 法人、地域活動団体等と区が協働することにより地域保健福祉を推進する新たな支え合いによる地域社会を築きます。

⑤ サービスの総合化

身近なところでの総合相談や、サービスの適切な利用を支援する体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに進め、雇用・住宅・交通・教育などのさまざまな生活関連分野との連携を図り、総合的な支援を行います。

2 事業の体系

重層的支援体制整備事業は、地域住民が抱える複雑化・複合化した「狭間のニーズ」へ対応を行っていくための包括的な支援体制整備を目的に、創設された制度です。

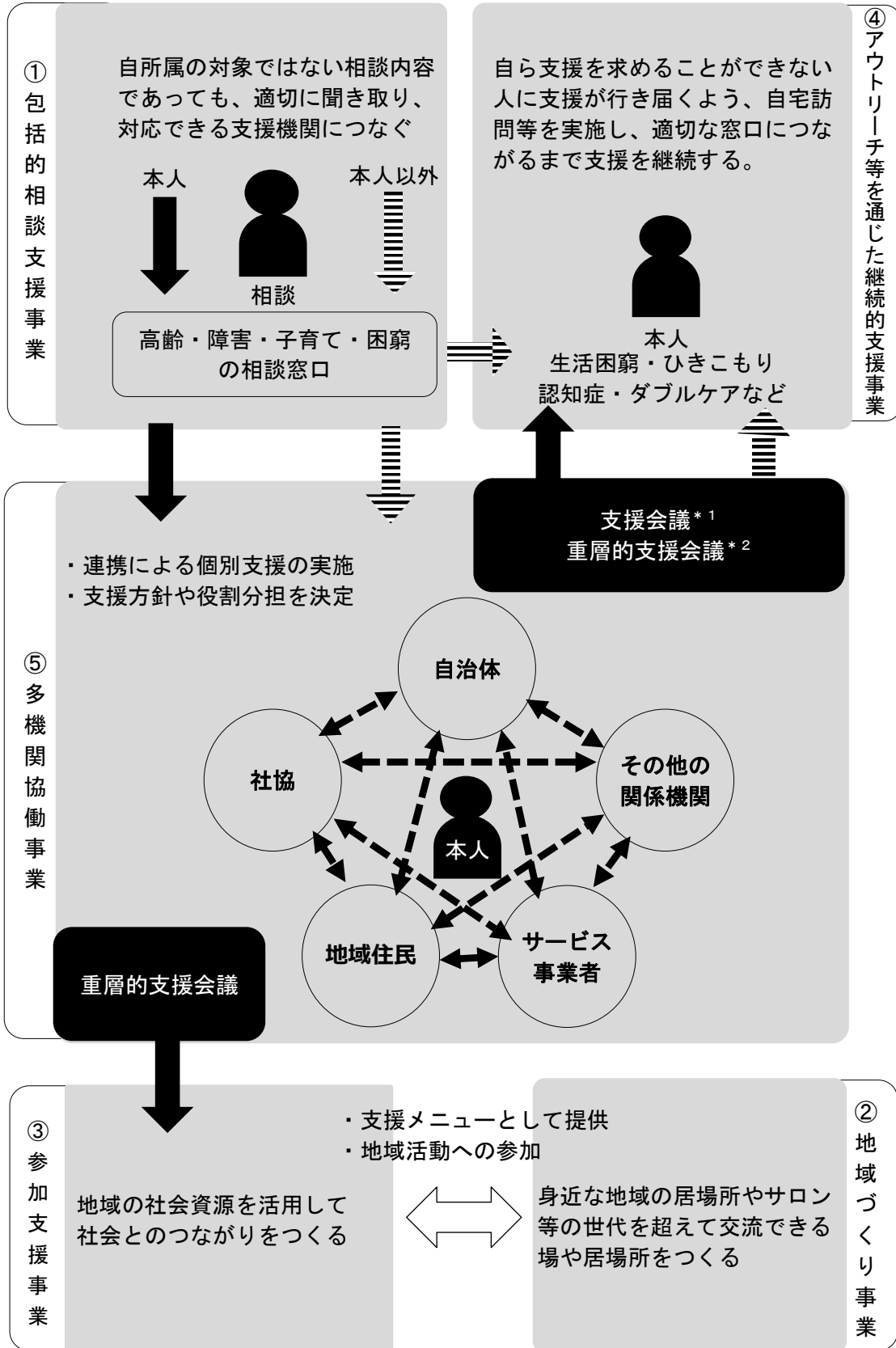
「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「多機関協働による支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

| 事業 | 主な取り組み |
|----------------------|---|
| ① 包括的相談支援事業 | <ul style="list-style-type: none">・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。・他の支援機関と連携して対応する。・複雑化、複合化した課題は適切に多機関協働事業につなぐ |
| ② 地域づくり事業 | <ul style="list-style-type: none">・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。・交流、参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 |
| ③ 参加支援事業 | <ul style="list-style-type: none">・社会とのつながりをつくるための支援を行う。・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや支援メニューをつくる。・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。 |
| ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 | <ul style="list-style-type: none">・支援が届いていない人に支援を届ける。・各種会議、支援機関との連携や地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける。 |
| ⑤ 多機関協働事業 | <ul style="list-style-type: none">・包括的な相談支援体制を構築する。・重層的支援体制整備事業の中核を担う。・支援関係機関の役割分担を担う。 |

※各事業間でその役割を柔軟に調整して、事業全体をデザインできるよう、各事業には「重なる部分」が用意されています。

第3章 事業の内容

重層的支援体制整備事業のイメージ



多機関協働事業とは

包括的相談支援事業からつながれた、複雑化・複合化した事例に対して支援を行います。支援機関の役割分担や支援の方向性を整理し、全体を調整する役割があります。

* 1《支援会議（法 106 条の 6）》

▶▶潜在的な相談者に支援を届ける

会議全体の構成員に対して守秘義務をかけることで、本人同意なしで、事例の情報共有が可能とする

- ・ 気になる事例の情報提供・情報共有
- ・ 見守りと支援方針の理解
- ・ 緊急性がある事案への対応

* 2《重層的支援会議》

▶▶具体的な支援の提供方法等について協議

関係機関との情報共有にかかる本人同意を得た事例に関して、支援プランを共有し、適切性を協議する

- ・ プランの適切性の協議
- ・ 支援提供者にプランの共有
- ・ プラン終結時等の評価
- ・ 社会資源の充足状況の把握等

1 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者の各分野（以下「4分野」という。）において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容などに関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人やその世帯（以下「本人等」という。）に寄り添い、抱える課題を解きほぐし、整理していくものです。

受け止めた相談に対しては、自所属の対象でない相談内容でも断らず、適切に対応できる支援機関につないでいきます。また、本人等が複雑化・複合化したニーズを抱えており、支援機関間の役割分担を整理する必要がある場合は、多機関協働事業につなぎ、分野を超えて連携し、相談者が制度の狭間に落ちることがないように支援します。

豊島区では、平成 27 年度に福祉総合フロアを本庁舎 4 階に設置し、ワンストップ相談を開始したほか、令和 2 年度からは、福祉総合フロアの関係各課及び豊島区民社会福祉協議会の職員に福祉包括化推進員を兼務発令するなど、分野横断的に対応する体制を

強化してきました。また、令和5年2月には児童相談所が新たに開設されるなど、区の相談支援はますます重要なものになっています。

今後も、どの窓口からも、様々なお困り事がある方が相談につながるよう「断らない相談支援」に取り組んでいきます。

| 事業名 | 実施主体 ※委託の場合は受託機関 | R4年度 相談窓口 設置数 | R5年度 相談窓口 設置数 | 設置 形態 |
|-----------------------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|----------|
| 高齢者総合相談センター | 社会福祉法人等 | 8か所 | 8か所 | 基本型 |
| 心身障害者福祉センター (基幹相談支援センター) | 区 | 1か所 | 1か所 | 基本型 |
| 利用者支援事業（基本型） (子育てインフォメーション) | 区 | 1か所 | 1か所 | 基本型 |
| 利用者支援事業（特定型） (保育課) | 区 | 1か所 | 1か所 | 基本型 |
| 利用者支援事業（母子保健型） (池袋保健所、長崎健康相談所) | 区 | 2か所 | 2か所 | 基本型 |
| くらし・しごと相談支援センター | 豊島区民社会福祉協議会 NPO 法人 | 1か所 | 1か所 | 基本型 |

※上表は社会福祉法に個別に示された事業を例示として記載しており、これ以外にも相談窓口があります。

2 地域づくり事業

地域づくり事業は、4分野における既存事業の取り組みを行いながら、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域の自主的な活動の把握や支援者同士のネットワークの構築、支援ニーズと取り組みのマッチング等を通じ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うものです。

本区では、今後も、従前どおり特定の属性や世代を意識した取り組みを維持しながら、コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）や生活支援コーディネーターが、地域区民ひろばをはじめとした公共施設等を活用し、世代や属性を超えて交流できる身近な地域の居場所やサロン等の活動場所をつくっていきます。

| 事業名 | 実施主体 ※委託の場合は受託機関 | R4 年度 拠点数 | R5 年度 拠点数 | 設置 形態 |
|---|---------------------|--------------|--------------|----------|
| 地域介護予防活動支援事業 (高田介護予防センター、東池袋フレイル対策センターなど) | 区、社会福祉法人等 | 4 箇所 | 4 箇所 | 基本型 |
| 生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーターが配置された高齢者総合相談センター圏域) | 社会福祉法人等 | 4 箇所 | 8 箇所 | 基本型 |
| 地域活動支援センター事業 (地域活動支援センター I 型～III 型) | 区、社会福祉法人等 | 12 箇所 | 12 箇所 | 基本型 |
| 地域子育て支援拠点事業 (子ども家庭支援センター、区立保育園、地域区民ひろばなど) | 区、NPO 法人 | 43 箇所 | 42 箇所 | 基本型 |
| 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (CSW が配置された地域区民ひろば) | 豊島区民社会福祉協議会 | 8 箇所 | 8 箇所 | 基本型 |

※上表は社会福祉法に個別に示された事業を例示として記載しており、これ以外の取組もあります。

コラム

地域コミュニティの拠点「区民ひろば」

区民ひろばは、赤ちゃんからお年寄りまでどなたでも利用できる施設です。区民のみなさんが気軽に立ち寄れる場として、また、いきいきと過ごせるように支援する場として、小学校区ごとに設置されています。重層的支援体制整備事業における地域づくり事業においては、区民ひろばに2つの役割が期待されています。

1点目は「世代間や属性を超えた交流の拠点」です。高齢者や親子といった特定の属性を対象にしたプログラムだけでなく、文化祭や季節行事などの世代間で交流できる行事も開かれています。

2点目は「地域の自主活動の拠点」です。区民のみなさんの自主的な活動が行われるよう、施設の貸出スペースなどを場として提供しています。

区民ひろばという豊島区独自の取組を活用し、重層的支援体制の整備を推進していきます。

コラム

『生活支援コーディネーター』について

生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域におけるコーディネート機能を果たす方のことです。豊島区では「高齢者の生活支援推進員」という名で活動しています。

生活支援コーディネーターには、第1層と第2層があり、区全域を担当する第1層に対して、第2層は豊島区全体を日常生活圏域4圏域（令和4年現在）に分けて担当し、身近なニーズや困りごとに対応しています。

生活支援コーディネーターの活動は、多岐に渡ります。例えば、「地域で健康体操や趣味などの通いの場の立ち上げたい」という方への立ち上げの支援をしたり、孤食を解消するために「だれでも食堂」の運営支援、「高齢者のスマートフォン教室を開きたい」という要望があれば、その開催のお手伝いをすることもあります。

このように生活支援コーディネーターは、相談・居場所づくり・アウトリーチなど、様々な役割があり、豊島区の重層的支援体制整備事業を実現するうえで、重要な役割を果たしています。

3 参加支援事業

参加支援事業は、本人等のニーズに対応するため、地域の社会資源（社会福祉施設や企業・商店、サロン等地域住民の活動の場など）を活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものであり、本人等の課題やニーズに対して、地域の社会資源をコーディネートし、マッチングを行います。

本区のくらし・しごと相談支援センターでは、一人ひとりの状況や課題に応じたオーダーメイドの支援を行ってきました。就労支援においては、単に受け入れ企業を探すだけでなく、受け入れやすくなるよう調整し、就労後も本人への定着支援と受け入れ先の支援をしています。

今後も、狭間・個別のニーズに対応するため、地域の社会資源を活用して、社会とのつながりづくりに取り組んでいきます。

| 事業名 | 実施主体 ※委託の場合は受託機関 | R4 年度 配置人数 | R5 年度 配置人数 | 運営 形態 |
|---------------------|-----------------------|---------------|---------------|----------|
| くらし・しごと 相談支援センター | 豊島区民社会福祉協議会 NPO 法人 | 12 人 | 12 人 | 委託 |
| ひきこもり相談窓口 | NPO 法人 | 3 人 | 3 人 | 委託 |
| コミュニティソーシャルワーク事業 | 豊島区民社会福祉協議会 | 18 人 | 16 人 | 委託 |

※上記以外にも参加支援事業があります。

コラム

参加支援の事例 ～地域生活支援センター「こかげ」より～

Aさんは、地区担当の保健師さんの紹介でこかげにつながった方です。家にひきこもりがちになり、だれとも話さない日が続くとますます気分が落ち込むということでした。もともと人見知りなのでグループで一緒にいるのは苦手とのことでしたが、こかげのオープンスペースでは必ずしも話をする必要はなく、ひとりで静かに過ごすこともできることを伝えると、それなら試してみてもいいかも、ということになりました。最初の数か月は、週に1回、2時間ほど隅の席で持参された本を読んで過ごしていました。次第に顔見知りになってきた他の利用者さんとあいさつを交わすようになり、表情がやわらかくなってきたある日、他の利用者さん同士が障害福祉サービスの話をしているのを耳にして、「“B型”って何ですか？」とご自身からスタッフに質問をされたのです。さっそく、スタッフと一緒にいくつかの事業所見学を試みることになりました。見学後は、利用するかどうかはすぐには決められないということでしたが、地域生活への参加を一步後押しすることができました。

4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるために行うものです。

本区では、CSW と連携して、自ら支援を求めることができない人に支援が行き届くよう、自宅訪問等を実施し、適切な窓口につながるまで支援を継続します。

| 事業名 | 実施主体 ※委託の場合は受託機関 | R4 年度 配置人数 | R5 年度 配置人数 | 運営 形態 |
|------------------|---------------------|---------------|---------------|----------|
| コミュニティソーシャルワーク事業 | 豊島区民社会福祉協議会 | 18 人 | 16 人 | 委託 |

コラム

各分野でのアウトリーチの取組

重層的支援体制整備事業では、属性を問わないアウトリーチを推進していきますが、豊島区では、これまでも様々な分野において、アウトリーチ支援が行われてきました。ここではその一部をご紹介します。

【事例① 池袋保健所】

治療中断や自らの意思で受診できないなどの理由で日常生活に困難をきたしている精神障害者等に対し、精神科医、精神保健福祉士、保健師のチームによる訪問をしています。本人の意向を尊重しつつ、地域で安心した生活が送れるよう医療と生活の環境調整などの支援を行っています。

【事例② 子ども若者総合相談アシスとしま】

子ども若者の居場所の運営者などの支援者からの依頼を受け、心配な利用者が訪れている時間に合わせて子ども若者支援ワーカーが訪問し、支援につなげています。また、相談者が相談窓口まで来ることが出来ない場合は、相談者の希望される場所に相談支援員が訪問しお話を伺っています。

【事例③ 高齢者総合相談センター】

日常の相談対応、高齢者実態調査や熱中症対策訪問から把握した情報により、何らかの支援を必要とする高齢者に対し、見守り支援事業担当の職員が訪問し、日々の困りごとやお気持ちを聞いています。高齢者に寄り添い、継続的に関わりながら、その方に応じた支援やサービスにつなげています。



高齢者へのアウトリーチ

5 多機関協働事業

多機関協働事業は、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整を行い、関係する支援機関の役割分担や支援の方向性を定めるなど、事例全体の調整機能を担い、重層的支援体制整備事業の中心的な役割を果たします。

これまでも、地域包括ケアシステムにおける地域ケア個別会議や要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議など、高齢者・障害者・子ども等の各分野においては複数の機関が協働して支援が行われてきました。しかしながら、近年、様々な分野の課題が複雑に絡み合うことで複合的な支援が必要になる状況が顕在化してきました。

本区では、こうした課題への対応の更なる充実を図り、制度の狭間に陥らせることがないよう、令和元年度より、福祉包括化推進会議を創設しました。また、令和2年度からは、福祉、子ども、住宅、教育に関する部署と豊島区民社会福祉協議会に、福祉包括化推進員を配置することで、複雑化・複合化した事例への属性を問わない、分野横断的な支援にあたっています。今後も、この取り組みを継続し、令和5年2月に開設した児童相談所にも福祉包括化推進員を設置するなど、必要に応じて拡充に努めます。

| 事業名 | 実施主体 ※委託の場合は受託機関 | R4年度 配置人数 | R5年度 配置人数 | 運営形態 |
|-----------|---------------------|--------------|--------------|------|
| 福祉包括化推進会議 | 区 | 推進員 14人 | 推進員 15人 | 直営 |

第4章 重層的支援会議と連携体制

1 重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものです。ここでは、多機関協働事業で作成したプラン（どのような機関がどのような支援を提供するか）の適切性や、プラン終結時の評価のほか、社会資源の把握と充足に向けた検討などを行います。

豊島区では、後述の福祉包括化推進会議が、重層的支援会議の役割を果たしますが、一部の役割は、その下部組織である福祉包括化推進部会が担います。

2 連携体制

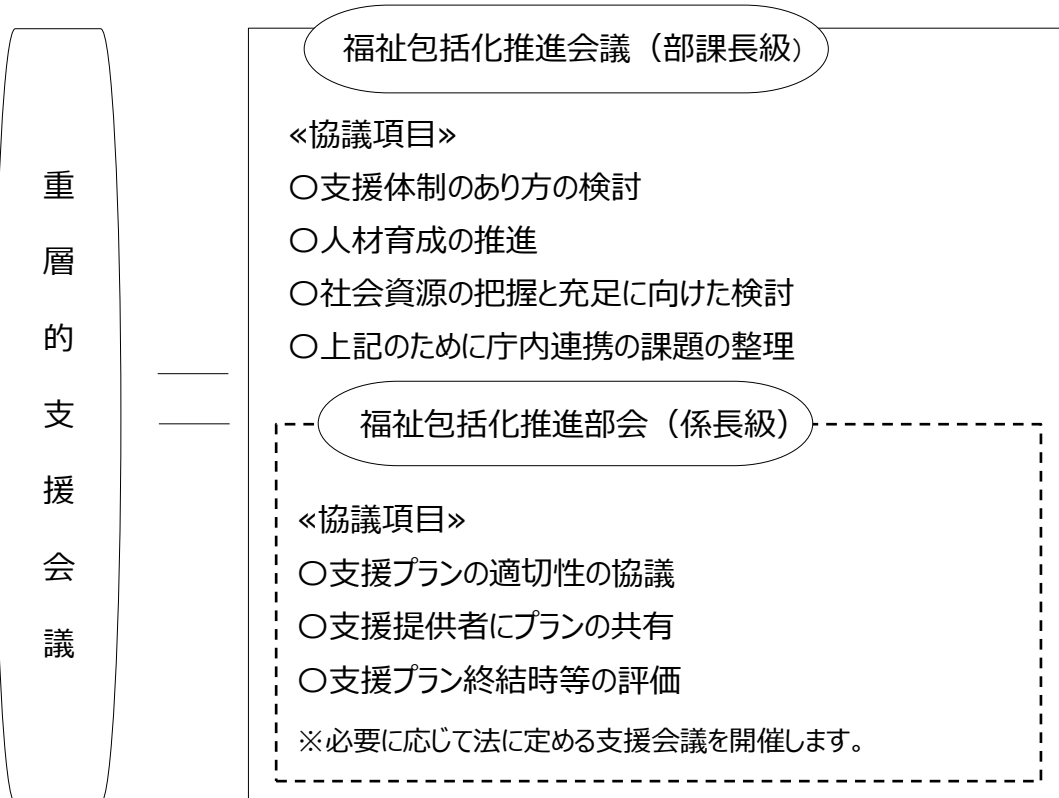
（1）福祉包括化推進会議

福祉包括化推進会議は、本人等が抱える複雑化・複合化した課題を的確に把握し、これらに対応した包括的な支援が受けられるように、支援体制のあり方の検討、人材育成の推進、庁内連携の課題の整理などについて協議を行うための豊島区独自の組織です。また、下部組織として、関係部署に配置した福祉包括化推進員によって構成された、福祉包括化推進部会が設置されています。

（2）福祉包括化推進部会

福祉包括化推進部会は、関係部署に配置された福祉包括化推進員によって構成されています。福祉包括化推進員は、日々の相談業務で取り扱う事例のうち、特に複雑化・複合化した事例を本部会に諮り、支援の方向性や適切性、お互いの役割の確認をしています。

豊島区では、各支援機関が作成したプランの適切性の協議や、プラン終結時の評価を担います。



■福祉包括化推進会議の構成員（令和5年4月1日現在（予定））

| 構成員 | |
|-----|--------------------|
| 1 | 保健福祉部長 |
| 2 | 子ども家庭部長 |
| 3 | 政策経営部 区民相談課長 |
| 4 | 総務部 男女平等推進センター所長 |
| 5 | 区民部 収納推進担当課長 |
| 6 | 区民部 国民健康保険課長 |
| 7 | 区民部 高齢者医療年金課長 |
| 8 | 保健福祉部 福祉総務課長 |
| 9 | 保健福祉部 自立促進担当課長 |
| 10 | 保健福祉部 高齢者福祉課長 |
| 11 | 保健福祉部 障害福祉課長 |
| 12 | 保健福祉部 障害福祉サービス担当課長 |
| 13 | 保健福祉部 生活福祉課長 |
| 14 | 保健福祉部 西部生活福祉課長 |
| 15 | 保健福祉部 介護保険課長 |

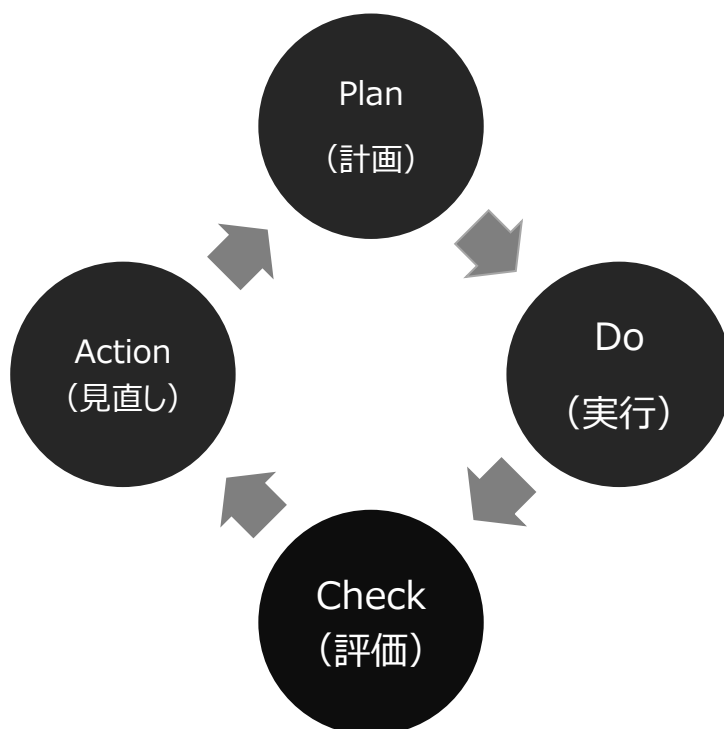
| | |
|----|----------------------|
| 16 | 保健福祉部 健康推進課長 |
| 17 | 保健福祉部 長崎健康相談所長 |
| 18 | 子ども家庭部 子ども若者課長 |
| 19 | 子ども家庭部 子育て支援課長 |
| 20 | 子ども家庭部 児童相談課長 |
| 21 | 子ども家庭部 子ども家庭支援センター所長 |
| 22 | 都市整備部 住宅課長 |
| 23 | 教育部 教育センター所長 |
| 24 | 豊島区民社会福祉協議会 共生社会課長 |

■ 福祉包括化推進部会の構成員の所属部署（令和5年4月1日現在（予定））

| | 所属部署 |
|----|--------------------|
| 1 | 保健福祉部 福祉総務課 |
| 2 | 保健福祉部 高齢者福祉課 |
| 3 | 保健福祉部 障害福祉課 |
| 4 | 保健福祉部 生活福祉課 |
| 5 | 保健福祉部 西部生活福祉課 |
| 6 | 保健福祉部 介護保険課 |
| 7 | 保健福祉部 健康推進課 |
| 8 | 保健福祉部 長崎健康相談所 |
| 9 | 子ども家庭部 子ども若者課 |
| 10 | 子ども家庭部 子育て支援課 |
| 11 | 子ども家庭部 児童相談課 |
| 12 | 子ども家庭部 子ども家庭支援センター |
| 13 | 都市整備部 住宅課 |
| 14 | 教育部 教育センター |
| 15 | 豊島区民社会福祉協議会 共生社会課 |

第5章 計画の評価及び進行管理

- ・施策を着実に推進していくため、P D C Aサイクル（計画、実行、評価、見直し）を通じて、定期的に点検・評価し、必要に応じて取り組みの見直し等を行っていきます。
- ・本計画の評価及び進行管理は、「福祉包括化推進会議」と連携・調整を図りつつ、豊島区保健福祉審議会が行います。
- ・豊島区保健福祉審議会では、区が実施する事務事業評価等を活用して豊島区地域保健福祉計画の進捗管理を年 1 回実施し、その結果を区ホームページで公開しています。
- ・本計画の評価・進行管理も同様に、事務事業評価等を活用し、豊島区地域保健福祉計画の進捗管理とあわせて、豊島区保健福祉審議会で行い、その結果を区ホームページで公開します。



豊島区重層的支援体制整備事業実施計画

(令和5年度)

発行：豊島区

編集：保健福祉部福祉総務課事業推進グループ

〒171-8422 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

電話 03-4566-2453 (直通)

<https://www.city.toshima.lg.jp/>

令和5年3月発行

